

2 学長は、国際交流推進委員会の選考に基づき、奨学生を決定する。

(決定の通知)

第6条 国際交流推進委員会は、奨学生を決定したときは、本人に通知する。

(奨学生の資格取消し)

第7条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当する場合、学長は、国際交流推進委員会の議を経て、当該奨学生の資格を取り消し、給付済の奨学金の全額又は一部を返還させることができる。

- 一 在学期間内に、協定留学生としての資格を失ったとき。
- 二 学則による懲戒を受けたとき。
- 三 その他奨学生として適当でないと認められたとき。

(事務)

第8条 この規程に関する事務は、国際交流推進センターが担当する。

(改正)

第9条 この規程の改正は、国際交流推進委員会の発議に基づき、教授会の議を経て学長が行う。

(施行)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

学習院女子大学外国人留学生奨学金及び奨励金支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学習院女子大学(大学院を含む。以下「本学」という。)に在学する外国人留学生(以下「留学生」という。)に対する奨学金及び奨励金の支給に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 奨学金は、留学生であって勉学の意欲をもち、かつ、学資の支弁に援助が必要であると認められた者に支給する。

2 奨励金は、奨学金の支給を認められた者の中から特に学業、人物ともに優秀であると認められた者に支給する。

(資格)

第3条 奨学金の支給を希望する者は、この規程に定める奨学金受給の有無にかかわらず、毎年申請することができる。ただし、大学院長期履修生、外国人特別推薦留学生、協定留学生、外国人履修生、科目等履修生、特別履修生及び研究生は、申請することができない。

2 奨学金の受給を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に定める資格を具備していなければならない。

- 一 本学の正規の課程に在籍する者
- 二 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の2第2項別表第1の4に該当する者
- 三 国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)に定める国費外国人留学生以外の者又はこれに準ずる留学生以外の者

(奨学金及び奨励金)

第4条 奨学金は、年額20万円とし、奨励金は年額30万円とする。ただし、秋学期入学者の1年次秋学期及び4年次春学期に係る奨学金及び奨励金は、それぞれ年額の半額とする。

2 奨学金及び奨励金の受給者は、年度毎に決定する。

(手続)

第5条 申請者は、当該年度の5月20日までに、所定の申請書を学生部に提出しなければならない。

ただし、秋学期入学の1年次の申請者は、秋学期については当該年度の10月末日までに、春学期については当該年度の5月20日までに、所定の申請書を学生部に提出しなければならない。

(決定)

第6条 奨学金受給者の決定は、学生委員会の選考を経て、学長が行う。

2 前項の選考にあたっては、次の各号の一に該当する者は対象としない。

- 一 学業成績が不振で成業の見込みがない者
- 二 留年した者（病気その他やむをえない事由により留年したと認めたと者を除く。）

第7条 奨励金受給者の決定は、次の各号の成績に基づき、学生委員会の選考を経て、学長が行う。

- 一 春学期入学者
 - ア 1年次の奨励金受給者は、当該年度の春学期の学業成績
 - イ 2年次以降4年次までの各年度の奨励金受給者は当該年度の前年度の学業成績
- 二 秋学期入学者
 - ア 1年次秋学期の奨励金受給者は、当該年度の学業成績
 - イ 1年次春学期以降4年次秋学期までの各年度の奨励金受給者は、当該年度の前年度の学業成績
 - ウ 4年次春学期の奨励金受給者は、当該年度の前年度の学業成績

(発表)

第8条 奨学金受給者及び奨励金受給者の発表は、掲示により行う。

(支給)

第9条 奨学金及び奨励金の支給は、次の各号のとおり行う。

- 一 奨学金
 - ア 春学期入学者
奨学金は、当該年度の7月上旬に年額を一括して支給する。
 - イ 秋学期入学者
 - (ア) 1年次秋学期の奨学金は、当該年度の12月中旬に半年分を一括して支給する。
 - (イ) 1年次春学期以降4年次秋学期までの各年度の奨学金は、当該年度の7月上旬に年額を一括して支給する。
 - (ウ) 4年次春学期の奨学金は、当該年度の7月上旬に半年分を一括して支給する。
- 二 奨励金
 - ア 春学期入学者
奨励金は、当該年度の10月中旬に、2年次以降4年次までの各年度の奨励金は、当該年度の7月上旬に、年額を一括して支給する。
 - イ 秋学期入学者
 - (ア) 1年次秋学期の奨励金は、当該年度の3月中旬に半年分を一括して支給する。
 - (イ) 前号イ(イ)及び(ウ)の規程は、奨励金の支給に準用する。この場合において、同号イ(イ)及び(ウ)「奨学金」とあるのは、「奨励金」と読み替えるものとする。

(返還)

第10条 奨学金及び奨励金の支給を受けた者が、当該年度中に休学若しくは退学したとき又は懲戒若しくは除籍処分を受けたときは、支給額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(他の奨励金との関係)

第11条 この規程に基づく奨励金の支給を受けた者が、独立行政法人日本学生支援機構私費外国人留學生学習奨励費を同一年度で重ねて受給することはできない。

(改正)

第12条 この規程の改正は、学生委員会の発議に基づき、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成10年4月1日施行の「学習院女子大学外国人留學生に対する奨学金及び奨励金支給規程」は、この規程の施行日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

学習院女子大学外国人特別推薦留學生に対する奨励金支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学習院女子大学（以下「本学」という。）に在籍する外国人留學生のうち外国人特別推薦留學生入学試験により入学を許可された者（以下「外国人特別推薦留學生」という。）に対する奨励金の支給に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 奨励金は、外国人特別推薦留學生の学問・勉学の奨励を目的とする。

(奨励金)

第3条 奨励金は、当該年度の納付金相当額とする。

(決定)

- 第4条 1年次の奨励金受給者の決定は、入学試験の成績等に基づいて国際交流推進委員会が審査し、運営委員会の議を経て、学長が行う。
- 2 2年次以降の奨励金受給者の決定は、春学期入学者は前年度の学業成績に基づいて、秋学期入学者は前年度の秋学期の学業成績及び当該年度の春学期の学業成績に基づいて、国際交流推進委員会が審査し、運営委員会の議を経て、学長が行う。

(発表)

- 第5条 1年次の奨励金受給者決定の発表は、入学試験の合格通知と共に行う。
- 2 2年次以降の奨励金受給者決定の発表は、掲示により行う。

(支給)

- 第6条 奨励金の支給は、次の各号のとおり行う。
- 一 1年次の奨励金は、春学期及び秋学期入学者とも入学時に年額を一括して支給する。
 - 二 2年次以降4年次までの奨励金は、当該学年の最初の授業料納付時に年額を一括して支給する。

(返還)

第7条 奨励金の支給を受けた者が、当該年度中に休学若しくは退学したとき、又は懲戒若しくは除籍処分を受けたときは、奨励金相当額を返還しなければならない。ただし、その全部又は一部を免